

令和7年度第2回瑞浪市都市計画審議会会議記録

開催日時	令和7年10月24日（金） 9時00分 開会 11時15分 閉会	
開催場所	瑞浪市役所4階 全員協議会室	
出席委員	会長 磯部 友彦 委員 鍵谷 友宏 奥村 正子 橋本 好江 渡邊 康弘 柴田 幸一郎 辻 正之	委員 福永 泰子 鈴木 雅司 坂井 宗明 佐藤 幸子 大森 やすゑ (名簿順、敬称略)
事務局	建設部長 都市計画課長 都市計画課都市政策係長 都市計画課主事	市原 憲 安藤 洋一 安藤 学 堀 千佳
委員以外の出席者	上下水道課長 上下水道課工務係長 上下水道課工務係主査 シティプロジェクト推進課長 シティプロジェクト推進課都市開発係長 シティプロジェクト推進課都市開発係主事	赤岩 晋 加藤 寛之 西尾 尚己 今井 哲也 小川 怜 渡邊 裕章
付議事項	議題1 瑞浪都市計画下水道の変更について 議題2 瑞浪都市計画高度利用地区の決定について 議題3 瑞浪都市計画第一種市街地再開発事業の決定について 議題4 瑞浪都市計画道路の変更について（公園線）	
諮詢事項	議題5 瑞浪都市計画道路の変更について（本町線）	
委員会の顛末	4件の付議事項について異議なし 1件の諮詢事項について意見無し	

<p>《開会》 都市計画課長</p> <p>建設部長</p> <p>都市計画課長</p>	<p>本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。 ただいまより、令和7年度第2回瑞浪市都市計画審議会を始めさせていただきます。</p> <p>私は、審議会の進行を務めさせていただきます、審議会事務局、都市計画課の安藤と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>後程、委嘱状の交付をいたしますが、10月1日付で、会長代理の浅野様に代わって鍵谷様に委員をお願いしております。</p> <p>本日、委員1名が遅れて出席するため、委員12名のうち11名がお揃いでございます。瑞浪市都市計画審議会設置条例第6条第2項に定める会議の開催に必要な定数に達しておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>また、本日の審議会の議事録につきましては、公開の対象となりますので、委員の皆さまはご承知おきくださいますよう、お願ひいたします。</p> <p>それではここで、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会次第（事前配布） ・資料1：委員名簿、席表 ・資料2：瑞浪都市計画下水道の変更について（事前配布） ・資料3：瑞浪都市計画高度利用地区の決定について（事前配布） ・資料3-1：【追加資料】瑞浪都市計画高度利用地区の決定について（本日追加資料） ・資料4：瑞浪都市計画第一種市街地再開発事業の決定について（事前配布） ・資料4-1：【追加資料】瑞浪都市計画第一種市街地再開発事業の決定について（本日追加資料） ・資料5：瑞浪都市計画道路（公園線）の変更について（事前配布） ・資料5-1：【追加資料】瑞浪都市計画道路（公園線）の決定について（本日追加資料） ・資料6：瑞浪都市計画道路（本町線）の変更について（事前配布） ・資料7：立地適正化計画の改定について ・資料8：瑞浪市都市計画審議会設置条例 <p>となります。資料に過不足等ございませんでしょうか。もし過不足等ございましたらお申し付けいただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、審議会の開催の前に、新しく委員になられた鍵谷様に、委員の委嘱を行います。</p> <p>（市原部長より委嘱状交付）</p> <p>新しく委員になっていただきました鍵谷委員にご挨拶をいただきたいと思います。</p> <p>（鍵谷委員挨拶）</p>
--	---

都市計画課長	それでは、審議会に先立ちまして、建設部長の市原よりご挨拶申し上げます。
建設部長	(市原部長 挨拶)
都市計画課長	ありがとうございました。続きまして、磯部会長からご挨拶をいただきたいと思います。
会長	(磯部会長 挨拶)
都市計画課長	ありがとうございました。それでは、審議に入りたいと思います。本日は付議された議題が4議案、諮問された議案が1議案ございます。ここから、議事の進行を磯部会長にお願いしたいと思います。
【傍聴可否】 磯部会長	それでは、議事を進めさせていただきます。議事に先立ち、傍聴希望者の確認を行います。本日の傍聴希望者はみえますか。
事務局	ありません。
磯部会長	傍聴の希望がありませんので、このまま進めさせていただきます。
【会長代理の指名】	続きまして、会長代理の指名をさせていただきます。浅野前委員が代わられたことに伴い、瑞浪市都市計画審議会設置条例第5条第3項に規定する、あらかじめ指名する会長代理として、鍵谷委員を指名させていただきます。よろしくお願ひいたします。
【議事録署名者の指名】	つづきまして、議事録署名者の指名に移りたいと思います。運営規則第8条に議事録署名者は会長及び会長が指名した委員2名ということになっております。本日の議事録署名者は、大森やすゑ委員と柴田幸一郎委員を指名させていただきます。よろしくお願ひします。
	それではただいまから、審議に入ります。
	なお、会議中の質問、発言は挙手をしていただき、私からの指名により、発言していただきますようお願いします。
	それでは次第の3に移ります。最初に、議第1号瑞浪都市計画下水道の変更についてを審議したいと思います。事務局より説明をお願いします。
	(福永委員参会)
上下水道課 加藤係長	上下水道課の加藤と申します。 今回、上下水道課からは、瑞浪都市計画下水道の変更について説明させていただきます。

	(議第1号瑞浪都市計画下水道の変更について説明)
磯部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議第1号「瑞浪都市計画下水道の変更について」の説明に対して、質疑はありませんか。</p>
渡邊議員	<p>釜戸地区や明世地区の企業誘致の場所については今回の計画変更には含まれないのでしょうか。</p>
上下水道課 加藤係長	<p>釜戸地区、明世地区ともに計画区域外になっている状況です。区域外の場合、浄化槽等での対応になります。</p>
都市計画課長	<p>明世地区については、現時点では計画区域外となっていますが、下水道に接続可能か、検討する段階のため、現状では計画区域外であるということをご承知おきください。</p>
柴田議員	<p>今回追加の下水道にすでに接続している箇所について、前から宅地になっている部分もあると思いますが、なぜ今のタイミングでの追加になったのか、教えて下さい。</p>
上下水道課 加藤係長	<p>特に変更する時期について定めはありません。今回は国道19号開通に伴う除外があったため、まとめて変更しました。</p>
柴田議員	<p>あと、下水管よりも低い箇所は接続が難しいということで、今回区域から除外してますが、例えば駅周辺にも下水管よりも低い箇所はあると思いますが、そのようなところはどのような扱いになるのでしょうか。</p>
上下水道課 加藤係長	<p>おっしゃるとおり、既存の区域内でも下水管よりも敷地のほうが低いところはあります。そのような下水の自然流下できないところに対しては、区域内であっても浄化槽等で対応していただいております。</p> <p>今回はある程度まとまっているところで下水管よりも低い所を除外しています。</p>
辻議員	<p>今回追加する部分について、市道に接していない個人の土地などに下水管を通すことはあり得るのでしょうか。</p>
上下水道課 加藤係長	<p>基本的には道路内に下水管を入れるので、その沿線上の方に利用していただきます。個人の土地が介在しているところを整備することは基本的にはありません。</p>

	辻議員	過去にはそのようなこともあったかもしれないが、今後はないという認識でよろしいでしょうか。
	上下水道課 加藤係長 磯部会長	はい。あくまで公の土地の中で整備しています。 区域外で新たに下水管を入れた際は、できるだけ沿線上の方に接続をしてもらうような努力をしているという解釈でよろしいでしょうか。受益者負担もあるので、たくさん的人に利用してもらうべきです。
	上下水道課 加藤係長 磯部会長	はい。たくさんの方に利用していただけるように努力しています。 他には質問等ありますか。それでは特に修正意見はないため、原案のとおりでよろしいでしょうか。
	委員一同	(異議なし)
	磯部会長	ありがとうございます。続きまして、議第2号、瑞浪都市計画高度利用地区の決定について、事務局から説明をお願いします。
	シティプロジェクト推進課 小川係長	シティプロジェクト推進課の小川と申します。よろしくお願いいたします。 (議第2号 瑞浪都市計画高度利用地区の決定について説明)
	磯部会長	ありがとうございました。議第2号、3号、4号は関連のある内容になっているので、最後にまとめてご承認いただこうと思います。 まずはこの高度利用地区の決定について、質疑はありませんか。
	辻議員	壁面の位置の制限について、1階壁面は、境界から1.5m～0.5m後退で、その上の階はぎりぎりでも良いという風に聞こえましたが、外壁の塗装時など足場を入れると公共の歩道にはみ出ると思うのですが、歩行者空間は確保できるのでしょうか。
	シティプロジェクト推進課 小川係長	工事等を行う時に一部歩行者空間が制限されるということは致し方ない部分もあると思いますが、歩道に足場が出る場合、道路管理者から許可を得ていただく必要がありますので、許可を得る際にできるだけ歩行者に不都合がないように調整、指導されるものだと承知しています。

柴田議員	容積率の最高 500%、最低 200%については、都市計画法の数値をそのまま使っているのか、それとも瑞浪市独自のものなのか、教えてください。
シティプロジェクト推進課 小川係長	<p>用途地域等が設定されているなかで、地区ごとにそれぞれ容積率、建ぺい率の最高限度が定められています。これは全国一律ではなく、それぞれどのような街並みにしたいか、その街に応じた規制になります。</p> <p>今回の高度利用地区の場所は、現在も容積率の最高限度が 500%となつており、その制限は変えません。一方、容積率の最低限度は今回新たに追加される規制になります。容積率 200%という数字は一般的に 3 階建ての建物になります。</p> <p>高度利用地区なので、ある程度大きな、効率的な建物を建ててもらいたいという意図がありますので、最低限度 200%、3 階建て以上の建物でないと建てられないという制限を定めさせていただきたいと思います。</p>
柴田議員	多くの人に利用してもらうために、最低限度を 300%、400%にしないのはなぜなのでしょうか。
シティプロジェクト推進課 小川係長	おっしゃる通り多くの人に利用してもらうために、大きな建物を建てるというのが高度利用の目的ではありますが、建てた建物がしっかりと使っていたらことも大事です。建築費の兼ね合いや、しっかりと効率的に使われる規模はどのくらいか、コンサルタントに入っていただきながら、市場調査も行い、検討した結果、一番適している規模が 3 階建てとなりましたので、今回設定する容積率の最低限度は 200%という数値を提案しています。
柴田議員	現状、3 階 4 階建ての建物ばかりなので、今と変わらないのではと思います。200%が果たして適切なのかどうか。
シティプロジェクト推進課 小川係長	<p>確かに、現状、3 階 4 階建ての建物ばかりです。ですが、多くの建物が一世帯毎に分かれています、2、3 階に住居、1 階の店は閉まっており、人に貸すこともできず、シャッター街になってしまっているという課題もあります。今回の計画では建築面積の最低限度が 200 m²という制限をかけることによって、ある程度、まとまった敷地の中で、大きな建物しか建てられないようになります。このように制限することによって、多くの利用ができるような高度利用をしていきたいと検討しています。</p> <p>極論、容積率の最低限度を設けなくても良いのではという意見もあるかもしれません。しかし、将来的なまちづくりを考えた時にこの土地が高度利用されなくなってしまう可能性がある以上、最低限度を定めることは意義があると考えています。</p>

渡邊議員	面積の最低限度 200 m ² について、現在建っている建物はほとんどこの制限にひっかかりますか。
シティプロジェクト推進課 小川係長	既存の建物に制限をかけるというよりは、将来、建て替える時などに、高度利用の計画に沿った建物を建てていただきたいと考えています。
渡邊議員	今後、今回指定したエリアをしっかりと守っていくために、容積率や建築面積の制限の数値を変更することは可能なのでしょうか。
シティプロジェクト推進課 小川係長	今考えられる将来のまちを見据えた計画なので、すぐに変更されるようなことはありませんが、社会情勢や地域情勢が変わってきた場合には、将来を見越した上で、それに適した数値に変更することは十分考えられるかと思います。
磯部会長	議第 2 号について、たくさんの質疑がでしたが、議第 3 号も関連する計画なので、議第 3 号第一種市街地再開発事業の決定について説明していただこうと思います。
シティプロジェクト推進課 小川係長	議第 3 号第一種市街地再開発事業の決定について説明いたします。 (議第 3 号第一種市街地再開発事業の決定について説明)
磯部会長	ありがとうございました。この計画の大変なところは、個々の地権者をまとめ、官民連携して新しいまちづくりをしていくという点です。先ほど議論となった建物の高さも大事ですが、広さも重要な検討事項になっていくと思います。この計画について、質疑等ありましたらお願ひします。
辻議員	10 街区について、セットバック 1.5 m の部分は民地になると思うのですが、ここのセットバックにはどのような意味があるのですか。民地なので、利用しづらいのではと考えます。
シティプロジェクト推進課 小川係長	資料 3 の計画書、注 3 に記載がありますが、壁面の後退により確保される空地は歩道と一体として確保するとあります。10 街区のセットバック部分も皆さんに活用してもらえる歩行空間として設定しています。
辻議員	一般の方も利用できる歩道にするということは、固定資産税はかかるでないということでおよろしいですか。

シティプロジェクト推進課 小川係長	固定資産税については確認させていただきたいので、あらためて回答させていただきます。
磯部会長	只今の質問は、民地に一般の人が入っても良いかという質問だと思います。一般論として、民地は関係者以外立ち入り禁止なんですが、公開空地というものがあり、誰が入っても良い、公道の延長のようなものです。一般の人が歩行空間として活用可能と設定することは可能だと思います。
渡邊議員	民間の土地を市が歩行空間として活用するとなると、今後のメンテナンスや修繕、サポートなどは誰が管理していくのですか。民地から県道にかけてアーケードを設置する場合などは管理はどこがしていくことになるのでしょうか。民地空間は各々が管理していくことになるのでしょうか。
シティプロジェクト推進課 小川係長	これから細かい設計を行っていきますが、一体的な空間として認識してもらえるように、歩道と民地で同じ色味に揃えたり同じ材料を使ったりなど、道路の設計と民地の外構の設計のすり合わせを行っていく予定です。 民地側の土地で何か破損があった時は道路ではないので、道路管理者が直すことは難しいと思います。
渡邊議員	歩行者が使いやすいような建物が良いと思いますが、民地側で破損等なにかあった時に、民地なので、全てそちらが対処してくださいというのも難しいと思います。セットバック部分を誰がどのように管理していくかはしっかりと協議が必要かと思いますが、そのような話も今後されていくということでおろしいでしょうか。
シティプロジェクト推進課 小川係長	言われた通り、誰が管理していくかなどの細かい決め事は今後協議をおこなっていきます。今回は活用の可能性を広げるために、壁面後退1.5mを設定しました。
坂井委員	現在アーケードになってますが、将来的にもアーケードを設置する予定ですか。
シティプロジェクト推進課 小川係長	アーケードについては現在商店街の所有物になっており、県に占用許可を得た上で設置され、維持管理も商店街がおこなっています。現在、商店街の意向は今回の開発を機に撤去したいとのことでした。開発後もアーケードを設置する可能性は低いと考えています。
坂井委員	商業部分や住宅の斡旋は、行政として介入していくのでしょうか。

シティプロジェクト推進課 小川係長	<p>住宅部分や商業部分がしっかり使われない場合には事業として成功とは言えません。行政として指導しますし、再開発エリアの土地と建物を瑞浪市も所有するので、1組合員としても、組合員の皆様と一緒に考えて事業を行っていきます。</p> <p>また、住宅部分については住宅デベロッパーの方が参画の意向を示していただいてるので、住宅の部分については買い取り先が決まりつつある状況です。</p>
磯部会長	<p>先程の高度利用地区の容積率最低限度 200% の話も併せて、意見等ございますか。6街区ですが、店舗が入る部分については搬入のことや、お客様の入りやすさを考慮すると低い階数が適していると思います。個人的には 200% は妥当な線だと思います。</p>
柴田議員	<p>6街区の配置図を見ると 1 階と 2 階の半分が店舗部分になっています。店舗が多ければ多いほど賑わいができると思うので、個人的には 1 階 2 階全て店舗にして、3 階 4 階を公益施設にすれば良いというのが私の意見です。なので、200% で良いのかと質問させていただきました。</p>
シティプロジェクト推進課 今井課長	<p>容積率の最低限度を 300%、400% にしてしまうと、4 階以上の建物しか建てられなくなってしまいます。再開発準備組合や民間事業者の方々から意見を伺いながら検討する中で、必ず 4 階以上必要であるような話がない状況です。テナントの目途が立っていないなかで、階数を高くしてしまうと、店舗が埋まらず、寂しい建物になってしまい可能性もでてきます。あくまで最低限度ということでご理解いただいて、設計が進む中で 4 階以上必要になれば、4 階建てを建てることも可能ですので、まずは身の丈にあった 3 階を最低限度にさせていただきたいと考えています。</p>
磯部会長	<p>ありがとうございました。議第 3 号について他に質疑等ないようでしたら議第 4 号都市計画道路公園線の変更について、事務局より説明お願いします。</p>
シティプロジェクト推進課 小川係長	<p>議第 4 号都市計画道路公園線の変更について説明します。 (議第 4 号都市計画道路公園線の変更について説明)</p>
磯部会長	<p>ありがとうございました。議第 4 号について質疑等ありますでしょうか。</p>

柴田議員	まだ工事が始まっていないなかで、駅前のパン屋から駅の交差点までの道を都市計画道路でなくすると、誰が管理することになりますか。
シティプロジェクト推進課 小川係長	今回の都市計画決定は将来、都市施設をこのように変えていくという計の決定なので、道路法上の道路の指定が外れるということはないです。該当的道路については市道認定されたまま、維持管理上は何ら変わることはありません。工事完了後に道路法上の区域の変更の手続きを行います。
磯部会長	他に質疑等よろしいでしょうか。それではそれぞれの議題について、お諮りしたいと思います。 議第2号瑞浪都市計画高度利用地区の決定について原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
磯部会長	議第3号第一種市街地再開発事業の決定について原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
磯部会長	議第4号都市計画道路公園線の変更について原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
磯部会長	ありがとうございます。それでは全て承認されましたので、事務局で今後の手続きを進めてください。 続きまして、県決定の議題について、意見聴取させていただきます。議第5号都市計画道路本町線の変更について、事務局より説明お願いします。
シティプロジェクト推進課 小川係長	議第5号都市計画道路本町線の変更について、説明いたします。 (議第5号都市計画道路本町線の変更について、説明)
磯部会長	ありがとうございました。県に対し意見を提出することができます。ご意見等お願いします。
渡邊議員	質問になりますが、現在駅前にある、ロータリー、東屋やタイルの装飾の

	モニュメントは全て撤去されてしまうのでしょうか。
シティプロジェクト推進課 小川係長	<p>まずロータリーですが、現在、駅前で乗降用スペースとして、駐車枠スペースとロータリーの2カ所がある状況になっています。乗降用の出入口が2カ所になってしまっていたり、駐車枠の奥のロータリーが空いているのかわかりづらいといった課題があります。なので、2つある乗降用スペースを1つにし、効率的に駐停車ができるような配置にします。ロータリーはなくなってしまいますが、より広い乗降用のスペースが確保できます。</p> <p>東屋については、新しく設けるオープンスペースに緑化であったり東屋の設置を検討しているところです。</p> <p>既存のモニュメントについては、現状のまま残る予定です。</p>
渡邊議員	オープンスペースに緑化機能を持たせるということですが、植栽や東屋の管理はどこが行うのですか。
シティプロジェクト推進課 小川係長	現在、道路と駅前広場は県決定によって都市計画上、位置付けられていますが、実質は駅前広場は瑞浪市で工事や維持管理を行っている状況です。今回の決定後については、管理移管を受け、瑞浪市で施工・維持管理する予定です。植栽などは喜ばれる反面、維持管理が課題になってくる部分もありますので、今後詳細設計をするうえで、しっかりと維持管理ができるものを計画していきます。
渡邊議員	設計を行っていく中で、市民の声などヒアリングを行う予定はありますか。
シティプロジェクト推進課 小川係長	現状からの大きな変更はないので、広く皆さんの意見を聞くことは今のところ考えていません。
渡邊議員	要望ですが、駅前の道は小学生も通る道になるので、ラウンドアバウトの安全性の検証などしっかりとおこなって安全な道にしていただきたいです。
磯部会長	市民の皆さんにはラウンドアバウトの使い方に慣れていないので、ルールの周知であったり、ラウンドアバウトを導入するにあたっての準備は何かしていますか。
シティプロジェクト推進課 小川係長	ラウンドアバウトについては瑞浪市、岐阜県だけでなく、岐阜県の公安委員会であったり、ラウンドアバウトの造詣が深い学識経験者の方の意見も頂いた上で導入に至りました。基本的に正しく利用されれば、交通の安全性は

	高まります。しかしながら慣れるまでが課題であることは、関係者一同しっかりと認識していますので、供用開始直後については看板の設置や、岐阜県警と連携した見守り活動などをおこない、安全対策を徹底していきたいと考えています。
渡邊議員	高校生から駅前の道が暗いという意見がありますので、無電柱化をしたことによって街灯がなくなり駅前が暗くなるといったようなことがないように配慮いただきたいです。
辻委員	ラウンドアバウトについて、送り迎えの車などで駅前が渋滞しないか心配です。駅から出てくる車が優先的にずっと流れることになると、東側から来た車はそれが通り過ぎるまでずっと待っていないといけません。
シティプロジェクト推進課 小川係長	ラウンドアバウトは歩行者優先のみで、車両は譲り合って環状部に入っていきます。交通シミュレーションで解析したところ、みなさん上手に譲り合いながら通行していただければスムーズに通行できる結果がでました。また、他市他県の導入済みのところに関しても、一方の流入ばかりで他から入れないといったような事例は聞いたことがありません。運用について今後も調査を続けていますが、もしそのような課題が発生した場合は、看板設置などで不都合がないように対処していきます。
磯部会長	駅前道路について、不安に思っている市民の方はたくさんいると思います。事務局には市民の不安を払拭するような正しい情報提供をお願いしたいと思います。 運用上の意見はたくさんいただきましたが、都市計画上の話は意見なしということで良いでしょうか。
委員一同	(一同賛同)
磯部会長	では、今後は事務局が手続きを進めていますが、その過程で軽微な文言等の修正が必要なことも想定されます。その場合には私のほうで案の内容に影響のない範囲で修正させていただきますのでご了承ください。では、事務局より今後のスケジュールについて、説明お願いします。
都市計画課 安藤課長補佐	今後のスケジュールについて説明させていただきます。 本日審議をいただいた第1号議案から第4号議案の都市計画の案につきましては、この後、岐阜県知事との協議を行います。概ね1か月程を要すると見込んでいます。協議後、概ね12月末を目途に都市計画の決定をし、告

	<p>示及び縦覧によって、市民の皆さんに周知する予定です。</p> <p>また、県より意見を求められた第5号議案につきましては、市長から知事に対して意見書を提出し、同じく12月上旬頃都市計画決定される予定です。スケジュールについては、以上です。</p>
磯部会長	<p>以上で本日の審議事項は終了とさせていただきます。皆様方に議事進行に御協力賜り、本当にありがとうございました。後は事務局、進行お願ひします。</p>
都市計画課長	<p>それでは次第4、その他となります。資料7により、次回の審議会でご審議いただく予定の立地適正化計画の改定について、事務局より説明をさせていただきます。</p>
都市計画課 安藤課長補佐	<p>次第4 その他の立地適正化計画の改定について、説明いたします。 (立地適正化計画の改定について、説明)</p>
都市計画課長	<p>ありがとうございました。只今の説明で何か質問等あればお願ひします。</p>
《閉会》 都市計画課長	<p>それでは次第5の閉会となります。委員の皆様方におかれましては、本日大変お忙しいところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。</p> <p>本日の議事録についてはですね、後日、議事録署名者の大森委員と、柴田委員、磯部会長に御確認を頂き、瑞浪市のホームページへ掲載させていただく予定でございます。</p> <p>以上をもちまして、令和7年度第2回瑞浪市都市計画審議会を閉会させていただきます。先ほど説明させていただきましたように、次回は、2月の開催を予定しております。また、改めて日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。</p> <p>本日は長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、散会とさせていただきます。</p>